

平成 25 年度における大阪府内の大気環境の状況について

1 平成 27 年度目標の達成状況

大阪府自動車 NOx・PM総量削減計画〔第 3 次〕の目標「平成 27 年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する。」について、大阪府内の常時監視測定局における環境基準達成状況の確認を行った。

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

平成 25 年度は、図 1 に示すとおり一般環境大気測定局（一般局）66 局、自動車排出ガス測定局（自排局）36 局の全局において環境基準を達成した。

大阪府内全 102 局*のうち、平成 25 年度の高濃度上位 5 局における NO₂ 日平均値の年間 98% 値の推移を図 2 に示す。平成 22 年度以降は環境基準を下回り、平成 25 年度における最高値は 0.057ppm であった。測定局毎の変動など、引き続き他局も含めて濃度推移等を注視していく必要がある。

*監視測定局の設置状況は P. 4 を参照

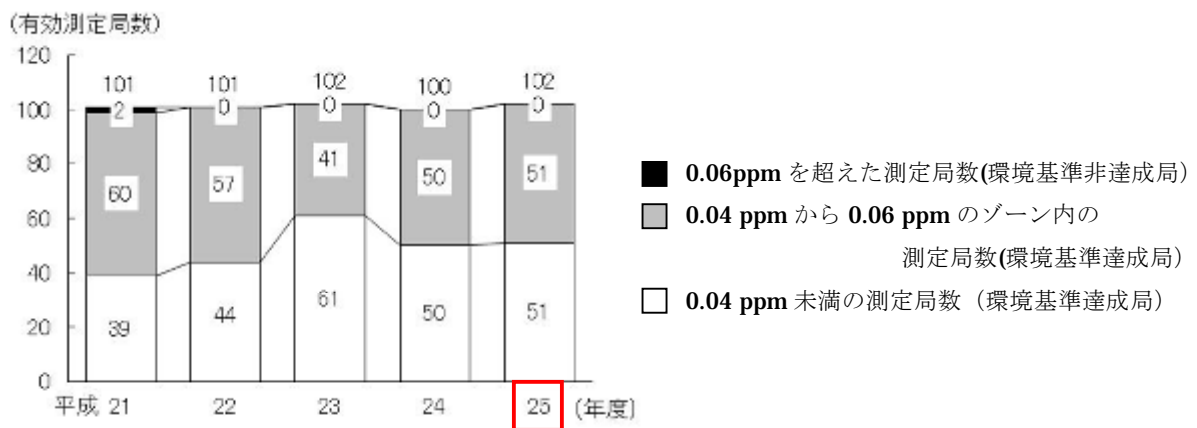


図 1 府内全局の二酸化窒素の環境基準達成状況の推移 (年間 98% 値の分布状況)

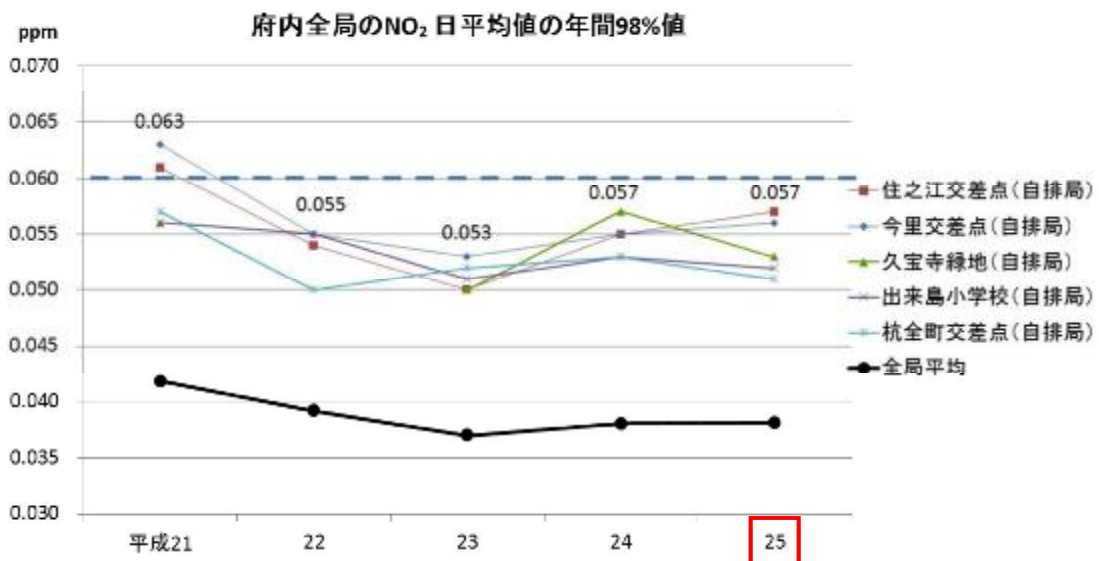


図 2 府内全局の平成 25 年度高濃度上位 5 局における NO₂ 日平均値の年間 98% 値の推移

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 25 年度は、図 3 に示すとおり、一般局 (67 局) では全局で達成し、自排局 (34 局) では 32 局で達成した。2 局は、8 月上旬に 2 日連続で基準値を超えたため、環境基準を達成しなかった。この期間、広範囲で高濃度となったが、これは地域の発生源からの汚染物質の蓄積に加えて、大陸からの汚染物質の移流や光化学反応による二次生成などが要因として考えられる。

なお、近年では、強い黄砂のあった平成 23 年度を除き、多くの局で環境基準を達成している。

また、大阪府内全 101 局*のうち、平成 25 年度の高濃度上位 5 局**における SPM 日平均値の年間 2% 除外値の推移を図 4 に示す。平成 25 年度における最高値は $0.085\text{mg}/\text{m}^3$ であった。北粉浜小学校など数値が上昇していた測定局もあるため、測定局毎の変動など、引き続き他局も含めて濃度推移等を注視していく必要がある。

* 監視測定局の設置状況は P. 4 を参照

** 5 番目に高濃度の測定局が 2 つあるため、上位 6 局を選定した。

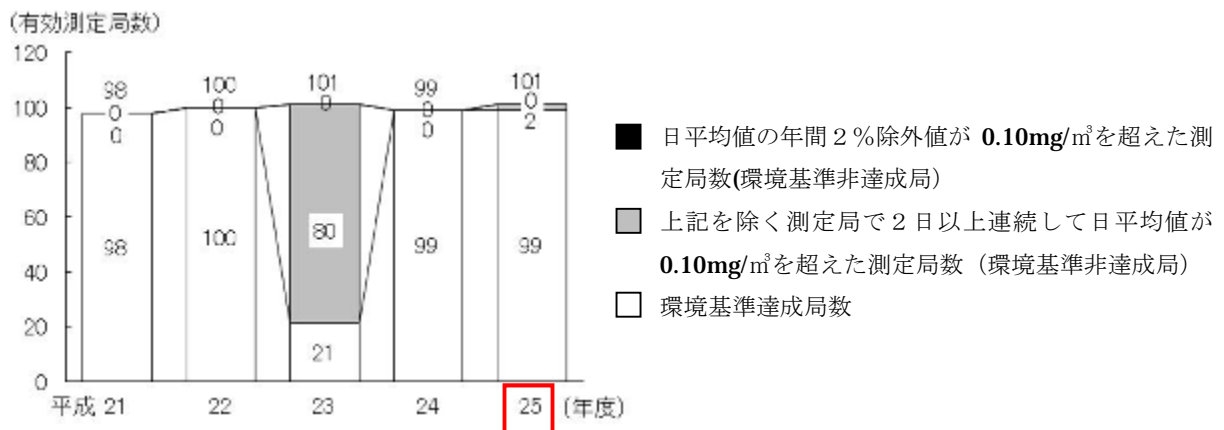


図 3 府内全局の浮遊粒子状物質の環境基準達成状況(長期的評価)の推移

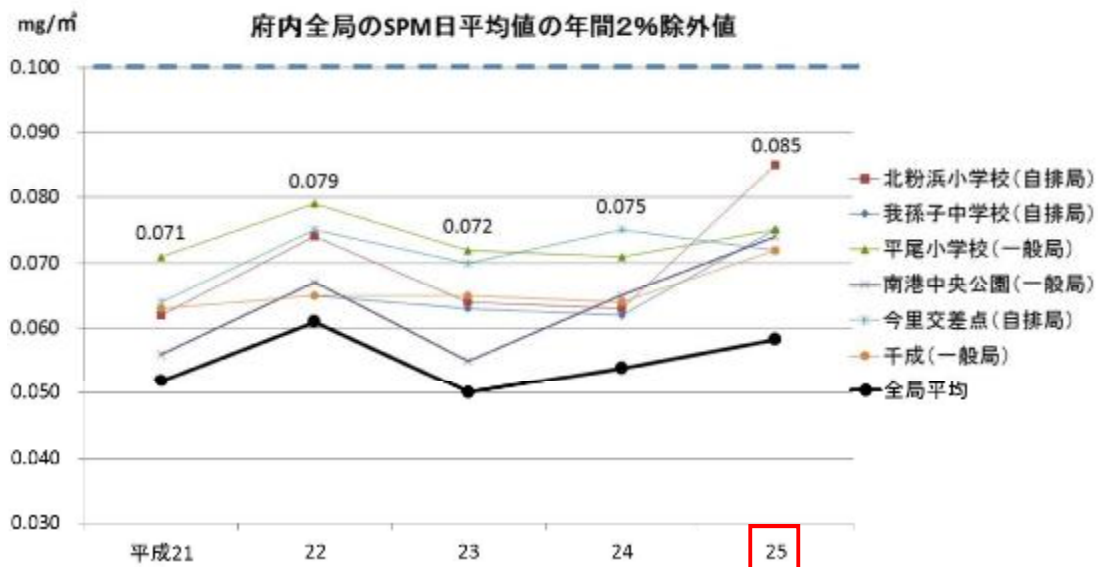


図 4 府内全局の平成 25 年度高濃度上位 5 局における SPM 日平均値の年間 2% 除外値の推移

(参考資料) 大気汚染に係る環境基準及び監視測定局の設置状況

1 大気汚染に係る環境基準について

○環境基準とは、
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

項目	基準値
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

備考：1 ppmとは1 m³の大気中に1 cm³の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

1 μg（マイクログラム） = 0.001mg = 0.000001g = 100万分の1g

2 評価方法

(1) 長期的評価

ア NO₂（年間98%値）

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値（365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ SPM（年間2%除外値）

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値）を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(2) 短期的評価（SPM）

測定を行った日の1時間値または1日平均値について、環境基準と比較して評価を行う。

凡 例

一般環境大気測定局

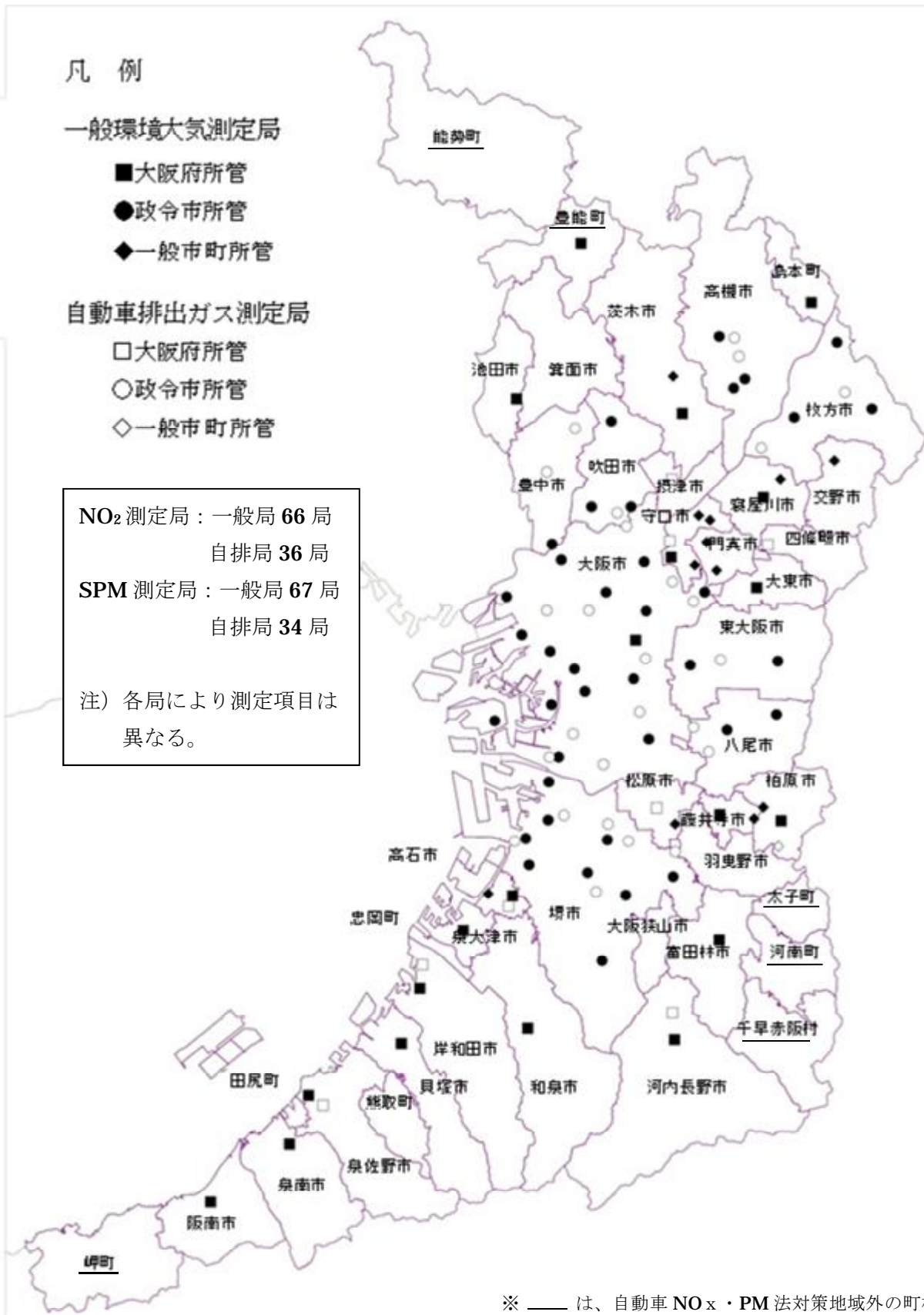
- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◆一般市町所管

自動車排出ガス測定局

- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◇一般市町所管

NO₂ 測定局：一般局 66 局
 自排局 36 局
 SPM 測定局：一般局 67 局
 自排局 34 局

注) 各局により測定項目は異なる。



※ ____ は、自動車 NO_x・PM 法対策地域外の町村

図 監視測定局の設置状況